

岩見沢市における冬の節電対策について

国や道、北海道電力㈱から要請がありました本年の冬の節電につきまして、広報いわみざわ12月号で、節電のご協力を呼びかけています。

市は、市役所や公共施設において、今夏に引き続き、照明のこまめな消灯や間引き、事務機器の節電などを、取り組む期間を12月1日(日)から3月31日(月)に拡大して実施します。

記

1 市民へ節電の呼び掛け

【期 間】 12月 9日(月)～ 3月 7日(金) 午後4時～9時
(土・日曜日、祝日と12月30日(月)から平成26年1月3日(金)を除く。)

【目 標】 6%以上の節電
(上記期間以外には、数値目標が設定されていませんが、可能な限り節電)

2 市役所が取り組む節電

【節電期間】 12月1日(日)～3月31日(月) 午前8時～午後9時

【節電目標】 7%以上の節電

【取組例】 照明や電気製品、OA機器など使用の見直し、ノー残業デーの実施などを今夏に引き続き行うほか、室温を19℃程度に保つよう暖房機器を設定するなど節電に取り組めます。

【取組確認】 各施設で節電推進員を置くとともに、毎月実施状況の報告を得て、節電目標の進捗状況を確認します。

岩見沢市における今冬の節電対策の取り組みについて

1 基本的な考え方

今冬の電力の安定供給確保に向けて、国や道からの要請に基づき、昨冬に引き続き市民に対し、広く節電の取り組みを呼びかけ、実行する。

このため、市自身も一電力使用者として、率先して取り組む。

2 対策期間

次の期間を対策期間として実施する。

平成25年12月1日（日）から平成26年3月31日（月）まで

3 対象施設

- ・市庁舎などの市施設

4 取組内容

- ・基本的に、節電要請時間（8時から21時まで）を重点的に、節電の取り組みを実施する。
- ・施設ごとに夏季に実施した取り組みを継続するとともに、基本的な取り組みを行う。
- ・職場の状況に応じ職員が行動していく事項（職場単位）について、職員の創意工夫をもって実施していく。
- ・なお、具体的な取り組みの実施について、来庁者の理解が得られるよう周知を図る。

区 分	取 り 組 み
基本的な 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ■廊下・執務室照明 ⇒ 執務時間は、支障のない範囲で減灯 (執務時間の減灯、照明の間引き、昼休みの消灯、時間外勤務中の不要な照明の消灯の徹底 など) ■電気製品 ⇒ 使用方法の見直し (電気ポットの使用控え・中止、冷蔵庫の使用の見直し、コーヒーマーカーの使用を控える など) ■暖房機器 ⇒ 室温を19℃程度に保つように設定 (重ね着等によるウォームビズを励行し、室温をこまめに管理する、ブラインドの適正な調整 など) ■OA機器 ⇒ 待機電力の削減 (昼休み時間中などパソコンの不使用时にコンセントを外す など)
職員行動	<ul style="list-style-type: none"> ■次の取り組みなどについて、職員の創意工夫により実施 【OA機器】 <ul style="list-style-type: none"> ・退庁時におけるパソコンのコンセントを外す ・離席時におけるパソコンのスタンバイモード化 ・長時間離席時の電源オフ ・コピー機・プリンタの利用減（むだな印刷をなくす) など 【職場環境】 <ul style="list-style-type: none"> ・節電推進員による節電行動チェック など 【周知徹底・情報共有】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内LANによる節電の呼びかけの強化 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・エレベータの利用を控える ・トイレ内の照明は、使用時以外は消灯する。 ・トイレ鏡照明、温水便座の使用を控える など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ノー残業デーの実施

5 取組目標

- ・平成22年度の12月～3月における使用最大電力等に対し、7%以上の削減を目指して取り組むものとする。

平成22年度最大需要電力	7%削減値	平成24年度取組目標値
6, 773kw	474kw	6, 299kw